

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント㈱

目 次 ページ

規 則

○北海道税外諸収入金の徴収に関する条例施行規則の一部を改正する規則
..... (出納局総務課) 1

規 則

北海道税外諸収入金の徴収に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成22年 3 月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第51号

北海道税外諸収入金の徴収に関する条例施行規則の一部を改正する規則

北海道税外諸収入金の徴収に関する条例施行規則（昭和35年北海道規則第100号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「部局の所管区域」の次に「（総合振興局長又は振興局長（以下「総合振興局長等」という。）が当該総合振興局又は振興局の所管区域以外の区域に係る事務を所掌している場合であって当該事務に関し収入金を徴収するときは、当該所管区域以外の区域を含む。以下同じ。）」を加え、「支庁以外」を「総合振興局又は振興局（以下「総合振興局等」という。）以外」に、「所管する支庁の」を「所管区域とする総合振興局等の」に、「所管する支庁長」を「所管区域とする総合振興局長等」に改め、「支庁長の所管に属する出先機関の所掌に係る収入金の徴収にあつては当該滞納者の住所地を所管する出先機関の属する支庁長、」を削り、「知事」を「知事」に改め、同条第2項中「所管する支庁長」を「所管区域とする総合振興局長等」に改め、「支庁長の所管に属する出先機関の所掌に係る収入金の徴収にあつては当該滞納者の財産の所在地を所管する支庁長、」を削り、「知事」を「知事」に改め、同条第3項中「支庁以外」を「総合振興局等以外」に、「支庁長」を「総合振興局長等」に改める。

第5条中「支庁長」を「総合振興局長等」に改める。

第6条の次に次の1条を加える。

（滞納処分執行者証）

第6条の2 条例第6条第2項に規定する滞納処分のため財産の差押えを行う職員（以下

「執行者」という。）であることを証明する証票は、別記第2号様式の2とする。

2 証票は、知事又は部局長が交付するものとする。

3 執行者は、証票を亡失したときは、直ちに当該証票を交付した知事又は部局長に届け出なければならない。

4 執行者は、その身分を失ったときは、直ちに証票を当該証票を交付した知事又は部局長に返還しなければならない。

別記第1号様式（裏面）注意2の事項を次のように改める。

2 この督促状に指定した期限後に納めるときは、滞納金額（その金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。）に、その納期限の翌日から納めた日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（当該納期限の翌日からこの督促状に指定した期限までの期間については、年7.3パーセント（当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合（その割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。））の割合を乗じて計算して得た金額を延滞金として納めてください。ただし、延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額については納める必要がありません。

別記第2号様式中

「 年 月 日
北 海 道 知 事 （ 部 局 長 ） 様

道 知 事 （ 部 局 長 ） 印 及 び
」

「 年 月 日
北 海 道 知 事 （ 部 局 長 ） 様

道 知 事 （ 部 局 長 ） 印 を
」

「
様

第 号
年 月 日

北海道知事（部局長）

に改める。

別記第2号様式の次に次の1様式を加える。

別記第2号様式の2（第6条の2関係）

写真ちょう付欄	第 号
	滞 納 処 分 執 行 者 証
	所 属
	職 名
	氏 名
	年 月 日生
年 月 日交付	
上記の者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第3項の規定による税外収入金の滞納処分のため財産の差押え、質問、検査又は捜索を行うべき命令を受けた職員であることを証明します。	
北海道知事（部局長） 	

縦 6センチメートル

横 9センチメートル

別記第23号様式中「㊤」を「」に、「なくて」を「なく」に、「あったから」を「あったので」に、「を科します」を「に処します」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の北海道税外諸収入金の徴収に関する条例施行規則別記第1号様式の規定は、この規則の施行の日以後に発せられる納入通知書に係る収入金の督促について適用し、同日前に発せられた納入通知書に係る収入金の督促については、なお従前の例

による。